

## アンコール遺跡群における標準的な修復仕様の模索

下田一太<sup>1)</sup>

所属 1) 文化庁文化財部

### 1 はじめに

インドシナ半島の大半を版図に治めるに至った古代クメール帝国は、今日のカンボジアを中心に多数の痕跡を遺した。大小含めて数千の遺跡が記録されるに至っているが、中でも9世紀から14世紀にかけてほぼ継続して帝国の王都であったアンコール遺跡群には重要な建造物が集中している。アンコール・ワットやバイヨンを始めとする大規模かつ壮麗な石造の寺院に加えて、水利都市と称される卓越した水管理の大土木事業の痕跡は、まさに「人類の創造的才能を表す傑作」に他ならない。遺跡群は1992年にユネスコ世界文化遺産に登録され、以降、国際的な保全活動が繰り返されてきた。そうした中、2012年に採択された「アンコール憲章 (Angkor Charter)」は多数の専門家の協力のもと、遺跡群の最も基本的な修復方針と方法を定めた画期的な成果であったといえよう。本稿ではアンコール遺跡群の世界遺産登録までの経緯を駆け足で振り返った後に、今日、各国が進める修復事業が抱えている技術的、理念的な課題について、アンコール憲章の記述内容と修復工事の実例を踏まえつつ整理したい。

### 2 アンコール遺跡群の世界遺産登録以前

アンコール遺跡群の保存修復活動は、20世紀初頭よりインドシナにおける宗主国の総督府直屬機関であったフランス極東学院の設立と共に開始された。主要な遺構では、堆積土の除去や樹木の伐採、散乱した石材の移動等の活動が開始された他、密林が切り拓かれ遺跡群を巡るための周遊路が整備された。

アンコール遺跡群の修復工事における最初の大きな転機は、1930年代前半に行われたブレア・カーン寺院内の二階建て列柱遺構とバンテアイ・スレイ寺院での修復工事にあつたとされる。当時の保存修復官マーシャルは、インドネシアのプランバナン寺院で進められていたオランダによる修復方針と工法を、これらの修復工事に導入したとされる。つまり、石積みの遺構が大きく倒壊していたこれらの寺院において、崩落していた石材を原位置に再設置して復元するいわゆる「アナスティロシス」を導入したのである。特に、バンテアイ・スレイ寺院の修復工事では、当初の姿へと復元するために、新たな基礎を打ち、建物内部に支持構造体が組み込まれた。当初部材の他に、補強のための構造が追加されることが初めて容認されたこの修復工事は、アンコール遺跡におけるその後の工事の規範となった。この修復手法は、廃墟として朽ちていく遺跡に漂う滅びの美の尊重とは相反する思想にもとづくもので、ある種のロマン主義に抵触する行為として反対があつたことも事実である。しかしながら、珠玉の装飾彫刻を伴うバンテアイ・スレイが往時の壮麗な姿を取り戻したことにより、より広義なアナスティロシスの技法はアンコール遺跡で広く受け入れられる契機となった。

1950年代には考古学者 B.P.グロリエによって、科学的な検証に基づき、より近代的な修復材料を伴う保存処置が開始され、重機の導入とともにアンコール遺跡における修復工事は著しく大規模なものとなる。多数の遺構で基壇や壁体内部に鉄筋コンクリートの構造補強を組み込む解体-再構築工事が行われた。遺跡群の中でも最も重要な寺院の一つであるバプーオン寺院は、高い中央基壇が倒壊し、無残な姿のままに放置されていたが、この時代に修復工事の開始が決断された。このアンコール遺跡群を代表する大寺院の一つにお

いても、基壇の石積み背面には鉄筋コンクリートの構造壁が埋設され、ピラミッド型の基壇内部の版築土層の擁壁をなし、構造的な安定性が確保された。バンテアイ・スレイ寺院の修復工事を祖型とするアンコール型のアナスティロシスを基調とする修復設計であった。総数 30 万個という膨大な石材の解体を伴う修復は、長期にわたる中断期間を経て、ようやく半世紀後の 2011 年に竣工を迎える大工事となった。

1960 年代半ばには、カンボジア国内の政治的混乱のために、当時進められていた全ての修復工事は中断され 1970 年代のクメール・ルージュの時代とそれに続く混乱の期間、アンコール遺跡群は完全に放置された。熱帯雨林の自然の猛威に約 20 年間さらされ、ようやく国内が平静を取り戻し始めた 1980 年代後半になって、修復工事再開の狼煙を上げたのはインド考古局であった。アンコール・ワットのほぼ全域において、1994 年頃まで大規模な修復工事が継続された。危険を伴う地域でいち早く現場に駆け付けたことは評価されるが、その内容は技術的には慎重さを欠くものであったことも事実である。1992 年に掲載されたニューヨーク・タイムズ誌の記事には、「インド人の監督下で、バケツとブラシを握った多数の未熟な作業員が、あたかも汚れた台所の床を力任せに洗うように石材の洗浄に従事している。」と、その仕事は酷評されている。

### 3 アンコール遺跡群の世界遺産登録と日本の貢献

1991 年のカンボジア和平協定調印の翌年、1992 年にアンコール遺跡群は世界遺産に登録された。日仏政府を始めとして多数の国際的な専門家が登録に尽力し、遺跡群の保護管理体制が構築された。世界遺産登録地区の選定とあわせて「文化保護ゾーニング法」が定められたことを始めとして、遺跡群の管轄組織である「アプサラ国立機構」の設立、国際的な専門家が定期的の一堂に集まる「アンコール遺跡群保存開発国際調整会議」が開始された。これらの遺跡群保存のための枠組みは現在でも維持され、増加する観光客や保存と開発のための様々なニーズに対応している。

世界遺産登録の後、各国の修復隊がアンコール遺跡に参入し、各遺構で活動を開始した。日本政府は 1980 年代末よりカンボジア和平に主導的な役割を果たしてきたが、社会復興のための象徴的な事業として国際協調の枠組みの下に「日本国政府アンコール遺跡救済チーム (JSA)」を 1994 年に結成した (注 1)。以降 20 年以上にわたり修復活動が進められている。修復隊が結成された 1994 年は日本で「奈良ドキュメント」が採択された年であったことにも留意される。石造りの建造物ばかりでなく、木や土といった素材の特質にも適応しうる価値の拡大が図られる等、このドキュメントは西欧社会が自らの文明を客観視し、文明相対主義に立脚しつつ世界の文化を再発見していこうとする契機となるもので、既存のオーセンティシティーに重要なパラダイムシフトを強いる日本からの強い意志表明であった。

まさに同年に開始されたアンコール遺跡における修復事業もまた、石造建造物を対象としつつも、木造建築によって培われた日本国内における長年の修復実績をふまえ、新たな修復技術と理念の提起が目指された。事業の第一期に修復対象に選定された「バイヨン寺院北経蔵」の修復工事では、物理的な修復工事と共に、建立当初の設計や工法の解明のために緻密な研究が重ねられ、「アンコール遺跡がどのような考えに基づき、どのような技術によって造られたのか」検証が進められ、そうしたオリジナルの建造技術に則った修復設計が立案・実施された (文献 1)。鉄筋コンクリートによる従来型の構造補強の可能性を検討しつつも、この地域における独自の思想と技術に根差した修復技法が開発されることとなり、アンコール遺跡の修復工事における新たな段階に移行したということができよう。

その後 2000 年より約 6 年間をかけて、日本政府の修復隊は「アンコール・ワット北経蔵」の修復工事に取り組んだ (写真 1)。過去にこの遺構ではフランス極東学院とインド考古局による二度の修復工事が行われていたが、十分な記録が残されていなかった。こうした事情をふまえて、この修復工事では既往修復の実情を明らかにし、修復工事のサイクルをいかにして設定するべきか、さらにはアンコール・ワット全体に将来求められる再修復工事を見据えた修復方法と理念について検討を重ねる場とされた (文献 2)。

この工事と同時並行して、「プラサート・スープラ」と呼ばれるラテライト造の塔状建

築の修復工事が進められた。基礎となる石積みや版築土の変形に伴う塔の傾斜をいかにして修正すべきか、いくつかの技術的な可能性の中から建物全体を解体―再構築する工法の採用に至った。石材をただ積み上げるだけの、いわゆる空積みの石造建築物であり建物全体での剛性が低いこの塔状遺構においては、局所的な補強や傾斜への対抗策がかえって新たな変形を引き起こす危険性が高いことを鑑みての判断であった（文献3）。これらの修復に引き続き、2006年以降には「パイヨン寺院南経蔵と外回廊」の修復工事が実施された。これら一連の修復事業を通じて、技術移転、人材育成に力を注いできたことは、他の国際事業と比較しても特筆すべきものであり、日本政府の事業において高く評価されるべき点といえよう（写真2）。

#### 4 「アンコール憲章」の意義と課題

多数の国や組織が修復工事に取り組んでいるアンコール遺跡群では、標準的な修復仕様の策定が長年にわたる懸案事項とされてきた。2002年から、この課題への答えを模索するための議論が開始され、ユネスコによって派遣されるアドホックエキスパート、アンコール遺跡で修復工事業を進める各国の専門家、アプサラ国立機構の関係部局の局長数名等、合計31名のコアメンバーにより10年にわたる協議が積み重ねられ、計15回の改訂を経て「アンコール憲章」が2012年12月に採択された（注2）。

この憲章は「原則（Principle）」と「指針（Guideline）」の2部より構成される。「原則」は計18条よりなり、アンコール遺跡のみならず、多くの建築遺産に対して汎用性の高い条文である。その意味で、記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際的な憲章である「ヴェニス憲章」やさらに遡って「アテネ憲章」の後継となる性格も持ち合わせていよう。ただし、ヴェニス憲章等は記念建造物の定義や修復の目的といった、その前提に対する枠組みの規定に条文を割いているのに対して、アンコール憲章では目的とするところの対象が明らかであるために、ヴェニス憲章における修復や発掘（第9条～第13条、第15条）に対応する条文に特化して技術的により深く掘り下げた内容であることが特徴である。事前調査に始まる修復工事に求められるプロセス、伝統技術と現代技術からの適切な選択のあり方、歴史的な改変の尊重、互換性・再現性のある修復材料・工法を選択、等が条文には記されている。

原則に示された条文には新たに明文化された注目すべき内容もある。例えば、遺構の安全性の評価が困難で、修復工事が必ずしも有効であるか判断が難しい場合には、敢えて積極的に「観測」段階に留めるよう指示されていること、またヴェニス憲章では復元的な処



写真1 アンコール・ワット北経蔵の修復工事（日本国政府アンコール遺跡救済チーム）

置を伴う工事は崩落部材を原位置に戻す「アナスティロシス」のみに限定されていたのに対して、アンコール憲章では「解体再構築」も条件付きで許容されている点などである。「原則」で示された各条文は、続く「指針」においてより技術的な詳細が追記される。指針は以下に示す全 10 章よりなる。

- 第 1 章 概論 (General considerations)
- 第 2 章 構造にかかる影響 (Impacts on the structures)
- 第 3 章 事業の体制 (Organization of the project)
- 第 4 章 材料の特性と劣化 (Material characteristics and decay)
- 第 5 章 材料の保存処置 (Material conservation)
- 第 6 章 土、水、環境 (Soil, water and environment)
- 第 7 章 構造の挙動と損傷 (Structural behavior and damage)
- 第 8 章 構造強化のための基準と技術 (Criteria and techniques for strengthening structures)
- 第 9 章 リスクマップ (Risk map)
- 第 10 章 結語と謝辞 (Closing remarks and acknowledgements)

章立てに明らかなように、遺跡の劣化・破損は、遺構を構成する材料の劣化と、構造の変形の二つの作用よりなるものと大別され、4 章で示された材料劣化への対策が 5 章に、7 章に示された構造の損傷への対策が 8 章に示され、修復作業の実務における重要な記述を占めている。加えて、これらの章の間に「第 6 章 土・水・環境」の詳細な記述が加えられている。アンコール遺跡が煉瓦や石積みよりなる建造物ばかりでなく、水利灌漑施設となる多数の土木工作遺構も含むこと、また多くの遺構では上部構造における変状の問題が基壇内部や基礎の土や地下水位に由来する下部構造の問題と密接に関係しているためである。基礎内部の「見えない構造」にも遺構の特質を示す重要な価値があることが広く認知されるようになったのは日本国政府の修復隊 (JSA) の貢献によるところが大きく、地盤工学に基づいた緻密な研究の蓄積が背景にある。

以下では、直接的に修復工事の方針や技術に関連する記述が豊富である「指針」第 1 章



写真 2 バイヨン南経蔵の修復工事 (日本国政府アンコール遺跡救済チーム)

の「概論」と、第4-5章の「材料」、第7-8章の「構造」に注目し、考察を加えたい。

## 5 アンコール憲章

### 1) 概論

第1章「概論」において通底して示されていることは、保存修復という仕事が相反して矛盾しつつも併存する多様な価値からの選択行為だという点にある。アンコール遺跡の価値は「形状」「材料」「構造」「環境」「機能」にあることが示される。実際の修復工事にあたっては、これらの価値の属性とバランスをとりつつ安全性や耐久性という工事における現実的な条件を満たさなくてはならず、修復設計はときに相反する条件の下で困難な判断が求められることもある。

過去の修復より具体例を挙げてみたい。煉瓦造寺院のプラサート・クラバンには、祠堂の室内壁体に素晴らしい彫刻浮彫が施され、この寺院の信仰対象であったヴィシュヌ神が表現されている（写真3）。かつて煉瓦積みの躯体は大きく損壊した状態にあり、フランス極東学院による修復工事では、室内の壁面浮彫を保存するために煉瓦積みの上部構造ほぼ全てを一度解体し、基壇と壁体の内部に鉄筋コンクリートの構造体を打設し、室内の浮彫面を除く大部分を新しい煉瓦材に交換して再構築した。煉瓦造祠堂においては他にほとんど類例のない貴重な浮彫を保存することを至上の目的として、その他の要素には大胆な改変が加えられたのである。つまりこの修復では「形状」と「機能」を維持するために、「材料」と「構造」の保存に対しては大幅な妥協を強いるという価値の取捨選択が決断されたことになる。

多くのアンコール遺跡では「遺構」と「自然環境」のバランスについても悩ましい問題を抱えている。タ・プロム寺院を訪れる観光客の誰もが息をのむ石積みと樹木が絡みあう光景は、栄枯盛衰の文明の必然と圧倒的な自然の生命力を無言のうちに感得させる（写真4）。しかしながら、樹木が石造建築を構造的に危険に晒していることは明らかであり、石積みの中に複雑に侵入した樹根は取り除かれることが保存の観点からは望ましい。しかしながら、樹木は地下水位を安定させ、日射や降雨の石材への直接的な影響を和らげる効果もあり、遺構の保存だけを考えても繁茂した樹木のよし悪しを一概に判断することは難しい。石材表面の着生物に対する処理についても複雑な状況がある。藻類、地衣類等の様々な石材表面の着生物は代謝酸を出したり菌糸を石材に侵入させ、またせきざいの保湿や含水を促す等、石材にとって悪影響をもたらすとされるが、一方で石材表面の温度変化や雨

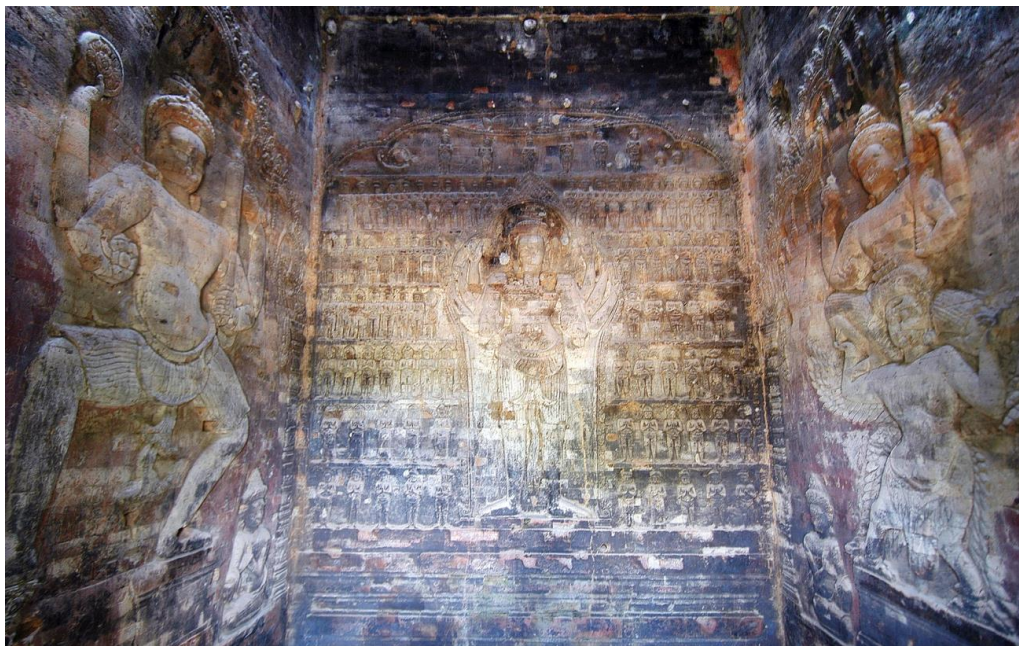


写真3 プラサート・クラバン中央祠堂の室内浮彫

水の浸透を防ぐための緩衝層としての効果も指摘されることがあり、功罪の両面を併せ持っている可能性がある。アンコール憲章では、こうした着生物の除去は推奨しないものと結論付けられているが、今後も引き続き除去方法やそのための薬剤等に関する技術的検討が求められよう。

「概論」の中では、この憲章の限界についても触れられている。前述した形状や構造、材料、そして環境や機能はアンコール遺跡に限っても必ずしも一様ではなく、記述が限られた憲章の文面では千差万別の現況へは対応しきれないためである。また、アンコール憲章の指針は不変ではなく、修復のための理念は常に更新されるよう明示されている。遺跡の調査研究の進展による新たな理解の段階は、時にそれまで想定されていなかった遺跡の価値を見出すこともある。また科学技術の進展に伴う新たな修復材料や技術の開発は、修復理念そのものの更新を迫ることもありうる。多様な条件下で、適切なバランスの上に価値の取舍選択をし、より正しい修復方法を模索することは、技術と理念の相互補完の上に成立するのであり、必ずしも絶対的な正しさが保障されているわけではないことをこの章では示しているのである。

## 2) 材料の保存処置

4、5章の材料保存に関する記述は、これまでにアンコール・ワットを始めとする複数の遺構で、石材への浮彫の保存に長年従事してきたドイツの修復隊（German APSARA Conservation Project）による貢献が大きい。4章では石材劣化の概要と各材料の特性が示され、続く5章で保存処置の手法が示される。緊急の強化処置、洗浄、着生物の除去についての諸問題、脱塩処理、石材の基質強化、亀裂や剥離への処置、撥水処置等がその基本的な内容である。憲章では、こうした処置に際して必要とされる材料に求められる条件が詳述されているものの、使用する材料の商品名はもとより、その素材や内容物について示されることはない。保存処理のための材料は長年にわたり改良が重ねられてきたが、しかしそれでも、完璧な材料の開発には至っていないことが、こうした記述を強いている背景にある。

過去にアンコール・ワットで使用された薬剤が石材劣化を引き起こしていることもあり、石材に塗布する強化剤や撥水剤の利用に対しては極めて慎重な姿勢が示されている。強化



写真4 タ・プロム寺院 樹木と石積み遺構と絡み合う光景

剤の必要性や有効性については比較的肯定的で、十分な実験にもとづき当初材と強度的に親和性の高い材料の利用が提言されている一方で、撥水剤の利用については否定的であり、保存効果よりも何らかのダメージを与える可能性の方が高いと結論付けている。遮水処置が必要であるならば、覆屋を設置することを第一に考えるべきだとするが、現実的には遺跡の景観を害すること、また部分的な高湿度化が石材への別の劣化要因となりうる危険性もあり、敬遠される選択肢であろう。

屋根石積みの遮水対策については、ワールド・モニュメント財団（World Monument Fund）がアンコール・ワット外回廊で近年行った修復事例がある。有名な「乳海攪拌」の浮彫が施された回廊屋根では、過去にインド考古局が石材の目地に充填したセメントモルタルが、石材劣化の原因として懸念されていた。そのため再修復工事では屋根部材を解体し、セメントモルタルを除去した上で、新たに雨水侵入を防ぐために石材の水平目地に鉛板を敷き詰めて再構築した。この材料の選定にあたっては、国際会議でも疑問視する声上がり、慎重な検証が求められたが、結果的には十分な説明のないままに工事は実施された。この工法は保存材料に対する問題と、空積みというオリジナルの工法の改変を伴う構造上の問題を提起していた。しかし、議論の所在を位置付けるのが難しく、また浮彫の石材表面への薬剤塗布とは異なる処置であったために、十分な手続きを経ることなく実施されるに至った。同組織によって実施されているプノン・バケンの基壇再構築工事においても、遮水パネルを石敷きの下層に埋設しているが、この材料の耐用年数、劣化時の交換方法など、やはり十分な議論が求められよう。

### 3) 構造の保存

第7章では煉瓦造、砂岩造、ラテライト造の工法や特徴を示した上で、それらの組積造建築の構造的破損の原因を整理し、さらに基礎構造の変形がもたらす上部構造の破損について記される。そうした構造的な破損への対策工法を示したのが第8章である。

最初に示されるのは、崩落した石材を当初の位置に積み上げるいわゆるアナスティロシスと部分的な解体を伴う解体再構築についてである。両者は峻別されるべきものであり、解体再構築は他に適当な手法がない場合に限って慎重に選択すべきとされる。とはいえ、崩落石材のみを原位置に再構築するアナスティロシスは、アンコール遺跡ではまず有り得ない。というのも、多くの場合構造は大なり小なり経年で変形をしており、下層の構造を再構築しないことには崩落した石材を元に戻すことはできないためである。変形した下層の構造を必要な範囲で当初の形状に戻し、構造的に安定化するためには解体再構築が不可欠なのである。つまり、ここにおいては、理想とする理念と現実とは多少の乖離があるといわざるを得ない。

続いて、構造補強のための幾つかの手法が示されるが、亀裂や破断部を固定する方法について明確な記述はない。固定のためにはステンレス鋼等によるバンドや鎖が有効とされ、これらを目立たない処置とするために石材を穿孔して埋め込む手法が示されるが、固定治具の設置のために石材を部分的に傷つけてまで処置を隠すべきかどうか、その判断への指針はない。かつてアンコール・ワット外回廊では層理面に沿って縦に割れた柱材に対して、鉄製バンドを石材表面に巻いて補強していたところ、後に一部の柱では石材を削り込んでバンドを巻き、その上面からモルタルを塗布して仕上げる補強に変更された（写真5）。概して、代替性の高い補強は見た目を損ない、見た目に配慮した補強は構造の特質を害するという矛盾を抱えることが多い。異なる価値からの選択を迫られる場合の優先順序について指針が求められよう。

さらに解体再構築に必要とされる新材の追加に関する記述が続くが、これについても難しい課題が多い。新材の追加は、構造の安定化や遮水のために不可欠な場合に許容するとされる。しかしながら構造の安定化と新材追加のボリュームについてのバランスに対しては一樣な解答はない。そもそも、石造建造物は建立当初の姿が構造的に最も安定しており、構造の安定を求めるならば新材をいくらかでも追加して復原するのが理想的であり、復原と修復の間でどのように線引きをするべきかが問題となる。

アンコール・ワット北経蔵で日本隊が修復工事をした際にも、崩落石材の再設置にあたって新材をどの程度追加するのか、多くの議論が重ねられた。修復対象となった建物の石



写真5 アンコール・ワット外回廊の列柱（左：削り込んだ石材の溝内に鉄バンドを埋め込んだ補強，右：鉄バンドを柱の上に直接巻き付けた補強）

材のいくつかが過去の修復工事において別の建物に転用されていたことが判明したため、崩落していた石材の原位置が特定されたにもかかわらず、それらを再設置するためには多数の新材が必要になったのである。この時には「追加する新たな石材」が「再設置するオリジナルの石材」を上回らないことを原則として修復設計を行った（図1）。こうした問題が生じたのは、過去の修復時に崩落石材を本来あった位置とは別箇所で利用したことや、当初材の多くが破損し再利用が困難であったことが原因であるが、現在でもプノン・バケンの修復工事では、崩落した石材を再加工して、原位置とは異なる位置で利用されている。この寺院では過去のフランス極東学院による伽藍内の整備によって崩落石材がまとめられてしまい、原位置の特定が極めて困難な状態であるために、特例的に修復工事の際に別位置での再利用を行っているようであるが、今後同様の状況にある遺跡においてこの方針を広く適用すべきであるか否か十分な議論が求められよう。

追加される新材への彫刻の仕様についても具体的な指針は示されていない。「石材への彫刻は当初の彫刻に関して信用に足る情報がある場合には行っても良い」とされるが、「信用に足る情報」に対する解釈は一樣ではない。さらに指針においては、アンコール遺跡の彫刻は特定のモチーフ・図像を個別に配したものと、繰り返される装飾パターンを配したものに二分され、前者については「復元を試みるべきではない」とされる。とはいえ、後者の装飾パターンにおいても同一建物の各所で彫刻職人の違いにより微妙に異なる形状を示していたり、完成部分と未完成部分とが不規則に混在している場合もあり、厳密な意味で遺失部における当初の彫刻を把握することは難しいことが多く「信用に足る情報」として良いのか判断は単純ではない。

このように新材の取り扱いに関する記述は必ずしも明瞭ではなく、実際に行われている修復工事では各事業により異なる彫刻が施されているのが現状である。近年修復工事が完了したバパーオン寺院では復元的な彫刻装飾が加えられているが、彫刻の質が低く、確かな鑑識眼なしには、新材への稚拙な彫刻装飾を当初のものと勘違いする危険性がある。また、石材の劣化や破損も模して新材が加工されており、近い将来、新旧の判別ができなくなることが予想される部材も少なくない。

中国隊によるチャウ・サイ・テボダの修復工事における新材への彫刻は、妻壁等に見られる彫刻装飾において、人物像等をかなりの程度まで表現しており、上述の「信頼に足る



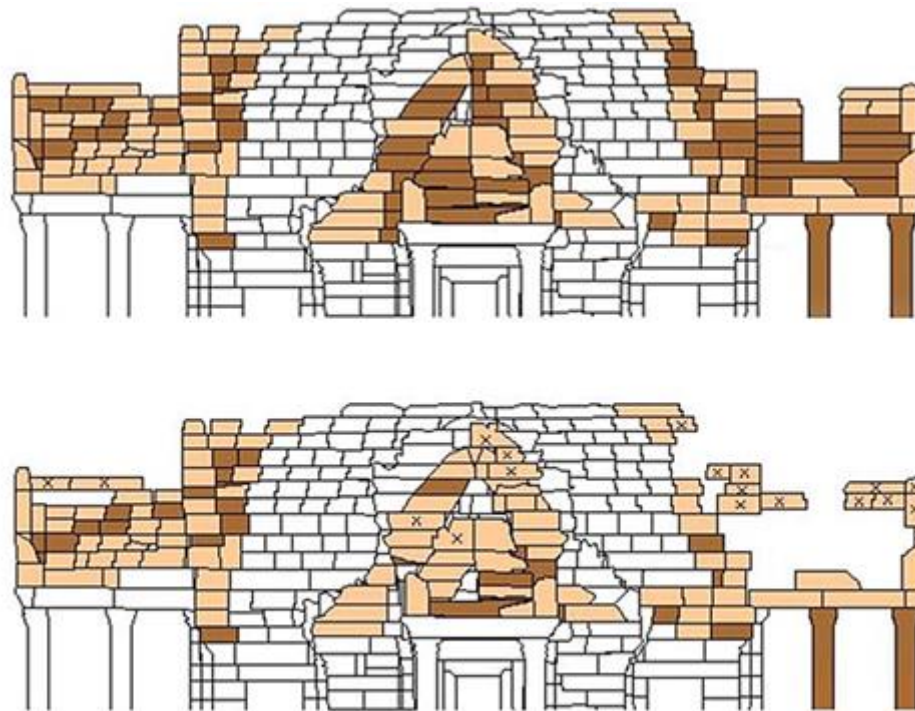


図1 アンコール・ワット北経蔵の崩落していた屋根の再構築にあたり実施した新材追加の検討図（肌色の石材は原位置が同定されたオリジナルの石材，茶色の石材はオリジナルの石材を設置するために必要とされた新材。上図は全てのオリジナル石材を原位置に再設置する案。下図はオリジナルの石材と新材をほぼ同数にした案）

情報」の一般的な解釈からは外れるものもある（写真6）。日本隊のバイヨン寺院における新材への彫刻は、表現の程度をかなり抑えていることに加えて、追加した石材には鉛のインゴットを埋め込んで、将来的に石材表面が劣化して新旧の判別が困難になった場合にも備えており、各国の修復の中では最も慎重な配慮をしている。

最近では、カンボジア政府によりアンコール・トム内の「象のテラス」上に丸彫りの獅子像の模刻が設置された。遺失している全ての獅子像を再現したわけではなく、選択的にいくつかを設置したもので、彫刻の精度も高く新旧の判別が難しく、将来的に混乱を招くことは明らかである。さらにアンコール・トム南大門の前に並ぶヒンドゥー神話「乳海攪拌」の一場面を立体化した神像群の頭部にも、精度の高いレプリカの設置が進められている。もともと、この神像群の頭部は、盗掘に備えてオリジナルを倉庫に保管し、代わりに同一の型枠から作製したコンクリート製の頭部が据えられていたのだが、オリジナルの頭部を一体毎に正確に模倣した石造の頭部へと交換されている。個性的な顔立ちの神像が連なり、この彫刻群が本来意図していたものと推測される全国民、民族が協同して帝国の治世に寄与しているというメッセージ性が明らかにされたことは意義深いだが、やはり新旧の区別ができなくなることについての懸念は拭えない。パプーオンでの彫刻と同様に、これらの新材はオリジナルの劣化破損の様子も含めて細部に及んで正確に再現しているが、模刻による表現の程度については改めて議論が求められよう（写真7）。

「解体再構築」に引き続いて「解体を伴わない修正方法」として、石積みの変形をジャッキにより修正する工法が解説される。この方法は、慎重に行えば局所的な石積みの変形を解消するために有効である。さらに「基礎の不安定性に影響を受けた遺構」への対策工が示される。ここでは「地下水位の安定化」「基壇・基礎構造の支持面積の増加による強化」そして「杭基礎による基礎強化」の方法が示される。基礎構造の安定化のための修復工事としては、イタリア隊によるプレ・ルプ寺院における修復工事や、祠堂直下に鉄筋コンクリートの基礎構造を新設した工事例や、前述した日本隊によるプラサート・スープラにお



写真6 チャウ・サイ・テボダにおける新材への彫刻（上部ペディメントの新材では人物の輪郭彫刻にとどめる一方、下部リントルのモチーフには細部彫刻を施している）



写真7 アンコール・トム南大門の乳海攪拌のアシュラ神像（頭部には新材による模刻が設置された）

ける全解体を伴う基壇改良工事が最近の事例である。地下水位の安定化のためには、寺院周囲の環濠の水位を保つことが有効とされるが、近年アプサラ国立機構が実施した北バライの護岸改良工事による貯水機能の回復事業では、貯水池の中央に位置するニャック・ポ

アン寺院の基壇構造の安定性に影響を与えており、適切な観測システムを備えた上での慎重な処置が求められることも確認されている。

## 6 おわりに

2012年に採択された「アンコール憲章」は、過去100年にわたるアンコール遺跡群での保存修復の経緯を踏まえて、さらなる修復工事における理念、材料、工法を検証し、現時点における標準的な工事仕様の提示を試みたものである。アンコール遺跡を対象を限定したものの、各遺構の「形状」「材料」「構造」「環境」「機能」は多様で、一元的な指針の策定は容易ではないことが各条文より読み取られる。「原則」と「指針」という二部立てとし、「指針」では各対象への対策工を複数示し、またある程度自由な処置の選択も許容した内容とすることで、かえって詳細な技術的問題に踏み込むことに成功している。しかしながら、それでも修復工事の具体的な内容については原則論に留まった部分が少なくない。それは絶対的に「正しい」修復方法の確立が現時点では未だに困難であることを示している。全属性に対するオーセンティシティを尊重するための技術的な手法がないこと、現代科学が完璧な材料や工法の開発を達しえてはいないこと、そして観光客の動向や気候変動も含めた長期的な環境変化の要因が常に不測の事態を招きうること等が標準的な修復仕様の確立を妨げている原因であろう。加えて、現実的な問題として、劣化・破損が進行し続ける圧倒的な数の遺構に対して、保存修復工事を実現するための経済的な制限があることも、次善以下の手法の選択肢を認めさせる原因となっていよう。修復工事の結果を長期にわたって観測することが最善の修復仕様の構築のためには不可欠であるが、工事終了後にその経過観測を継続することは現在の事業の仕組みの中では困難なことが多い。また、多様な修復工法から将来的にその是非を判断するための基本的な情報源として、工事内容のドキュメンテーションの重要性は改めて指摘するまでもないが、経済的な制約によって修復記録と報告書の刊行に至らないことがあることも、標準的な修復仕様の策定にあたっては障害となっている。

こうした数々の困難を抱えながらも、「修復する時代」に生きる私達は新たな「正しさ」の更新に挑み続ける使命がある。様々な文化的思想を抱えた多数の国が参画しているアンコール遺跡の保存修復は、今日における基準となる修復思想や方法を検討するための絶好の場である。その中で、標準的な修復仕様は今後も更新されていく努力が求められよう。

## 参考文献

- 1) 日本国政府アンコール遺跡救済チーム「バイヨン北経蔵修復工事報告書」財団法人日本国際協力センター（2000）
- 2) 日本国政府アンコール遺跡救済チーム「アンコール・ワット最外周壁内修復工事報告書」財団法人日本国際協力センター（2010）
- 3) 日本国政府アンコール遺跡救済チーム「プラサート・スープラ塔修復工事報告書」財団法人日本国際協力センター（2005）

注1)「日本国政府アンコール遺跡救済チーム（JSA）」はアンコール遺跡群の保存修復とカンボジア人専門家の育成を目的とした「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」による事業で、1994年より開始された。2006年からはJapan-APSARA Safeguarding Angkor(JASA)と名称を改め、日本政府はカンボジア政府組織アプサラ国立機構との共同事業体制へと移行した。これまでに、バイヨン、アンコール・ワット、プラサート・スープラといった寺院での修復工事を実施し、人材育成が進められている。2016年現在では第四次事業が継続中で、主にアンコール・トム内のバイヨン寺院で修復工事が進められている。

注2) アンコール憲章の全文は以下に掲載されている（2016年7月確認）。

[http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/Phnom\\_Penh/pdf/angkor\\_charter\\_rev\\_jul\\_2014-en.pdf](http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/Phnom_Penh/pdf/angkor_charter_rev_jul_2014-en.pdf)